

(資料 12)

## 事務手続件数について

代行霊園及び服部納骨堂に関する事務においては、大阪市設霊園条例施行規則（昭和 54 年大阪市規則第 46 号）及び大阪市立納骨堂条例施行規則（昭和 24 年大阪市規則第 42 号）に基づき、諸届の受理や使用許可証等の送付等を実施する必要があります。

これらの事務の処理に当たっては、本市担当者と連絡調整を行い、大阪市行政手続条例（平成 7 年大阪市条例第 10 号）に基づき、迅速に実施しなければなりません。

なお、各年度の事務手続件数は次のとおりですので、参考としてください。

(単位：件)

### 令和2年度

霊園名	承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	その他	計
瓜破	462	39	90	1,316	319	1,091	499	12,529	16,345
服部	285	26	33	529	127	153	327	6,641	8,121
南	204	12	40	423	176	160	178	1,256	2,449
北	69	6	7	112	25	158	78	2,400	2,855
4霊園計	1,020	83	170	2,380	647	1,562	1,082	22,826	29,770

### 令和3年度

霊園名	承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	その他	計
瓜破	564	58	73	1,335	266	1,115	578	16,871	20,860
服部	281	31	29	539	132	333	331	7,089	8,765
南	227	23	27	413	139	158	171	1,427	2,585
北	82	9	5	156	34	97	99	2,077	2,559
4霊園計	1,154	121	134	2,443	571	1,703	1,179	27,464	34,769

### 令和4年度

霊園名	承継関係	許可証関係	返還関係	遺骨関係	証明関係	許可関係	工事関係	その他	計
瓜破	462	46	106	1,450	358	1,249	560	16,656	20,887
服部	345	42	42	723	164	408	400	8,689	10,813
南	233	26	34	533	208	206	209	4,358	5,807
北	115	13	16	206	42	90	93	2,184	2,759
4霊園計	1,155	127	198	2,912	772	1,953	1,262	31,887	40,266